

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全てのコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

現在、政策保有株式としての上場株式は保有しておらず、今後も保有しない方針ですが、投資目的以外の目的で保有する株式を保有した場合には、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行うこととしております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では四半期ごとに、役員、主要株主に対してアンケートを行い、関連当事者の把握をしております。関連当事者が発生する可能性のある取引をリスト化し、関係者(役員等、当該取引担当部門)に周知することで、取引開始前に関連当事者取引を把握するよう努めております。当社が役員や主要株主との取引を行う場合には、社外取締役及び必要がある場合には弁護士等の意見を聴取した上で、取締役会において取引の必要性、取引内容及び条件の妥当性について審議し、決議することとしております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入していないため、適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みは行っておりません。また、企業年金の受益者もいないため、利益相反は生じ得ないものと認識しておりますが、今後、企業年金制度を導入する際には、適切な資質を持った人材を登用し、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反を適切に管理することができる体制を整えてまいります。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念等や経営戦略、経営計画を当社ホームページや、決算説明資料等にて開示しております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書の基本的な考え方にて開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬の決定の方針と手続は、本報告書の指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の補足説明と取締役報酬関係にて開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続は、本報告書の指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の補足説明にて開示しております。

() 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名に関しては、過半数が独立社外取締役で構成される経営諮問委員会において審議し、その結果を尊重して、取締役会にて決議しております。取締役・監査役候補者および社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1】

当社では取締役会で、法令、定款、「取締役会規程」に定められた事項を審議し、経営の大きな方向性を意思決定しています。全社事業方針の承認・変更、年次・月次予算、要員計画及び中・長期経営計画、組織及び人事関連事項、重要な業務執行に関する事項等を取締役会で積極的に議論し、意思決定を行っております。意思決定をした事項の具体的な執行については、「組織規程」、「職務権限規程」に基づき、代表取締役社長および業務執行取締役、執行役員に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の選任にあたって、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識ならびにその職務に相応しい人格を有する人物を社外取締役候補者に指名しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を充たし、経営に対する監督機能の向上に貢献できる者を、独立役員として届け出ております。

【補充原則4 - 11】

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続は、本報告書の指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の補足説明に開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を株主総会招集通知、有価証券報告書等によって開示しております。また、当社の取締役・監査役は、その役割、責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を割いているものと判断しております。

【補充原則4 - 11】

当社では、取締役会の議案について全役員が十分な検討時間を確保することが出来るように、遅くとも3営業日前までに取締役会の議案を送付するようにしております。特別な議案がある場合は、上記の議案送付の前に、議案と説明資料を監査役、社外取締役に送付し、取締役会の前に意見を述べたり、判断材料とするための情報を得ることが出来るための体制を整えております。

また、社外取締役が監査役とも密に情報交換をすることが出来るよう、毎月、社外取締役・監査役のみでの意見交換会の場を設置し、その他にも年1回、監査役と各社内取締役の個別面談を実施するなど工夫をしております。

また、取締役会の場で忌憚のない意見を述べる事が出来るよう、定期的に全役員での懇親会を実施する等、取締役会の実効性を確保するために様々なことに取り組んでおります。

その結果として、現時点までにおいて社外取締役から当社の取締役会の実効性に対して否定的なコメントは出ておりません。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役及び監査役に対し、その役割及び責務を果たすために必要な知識・情報を取得できるよう、外部機関が実施する研修を含め、適宜必要な機会の提供、幹旋、費用の支援を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針について、管理部を中心とした体制となっております。

(社内体制)

・IR 担当部門:管理部

・社長

・IR 担当役員

(対話を促進するための取り組み方針)

・株主との双方向コミュニケーションを図り、当社の経営状況や運営方針を分かりやすく正確に説明することに努めるとともに、株主の意見や要望をIR 状況報告の一環として代表取締役社長にフィードバックし、経営運営への反映を検討します。

・個別ミーティングやグループ面談、会社説明会など様々な対話機会を設定するとともに、積極的に情報を開示します。

・対話内容はインサイダー情報の漏えいが生じないように「公表情報」に限定します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,807,200	11.85
江口 新	1,555,714	10.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,215,900	7.97
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	400,000	2.62
MSCO CUSTOMER SECURITIES	368,324	2.41
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	352,000	2.31
GOVERNMENT OF NORWAY	318,300	2.09
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	295,135	1.93
萩平 和巳	292,642	1.92
JP MORGAN CHASE BANK 385632	260,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

1. 上記の大株主の状況は、2020年2月29日時点です。

2. 上記のほか、自己株式が286,295株あります。

3. 2019年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるAsset Management One International Ltd.が2019年9月30日現在で保有株券等の数849,400株、株券等保有割合5.47%を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めており

ません。

4. 2019年10月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、フィデリティ投信株式会社が2019年10月15日現在で保有株券等の数1,017,400株、株券等保有割合6.55%を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

5. 2019年12月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社が2019年11月29日現在で保有株券等の数772,821株、株券等保有割合4.97%を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

6. 2020年1月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるMellon Investments Corporationが2020年1月27日現在で保有株券等の数603,000株、株券等保有割合3.88%を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小路 敏宗	弁護士													
佐藤 真太郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小路 敏宗			弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 当社と小路敏宗氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。
佐藤 真太郎			弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 当社と佐藤真太郎氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

経営諮問委員会は、代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成し、過半数を社外取締役としております。また、原則として、1年に3回以上開催することとなっております。
 経営諮問委員会は、当社の経営の透明性の確保に資することを目的とし、委員長の諮問に応じて、取締役及び執行役員等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者の指名方針並びに執行役員の選任方針等について、審議・答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室長は、それぞれの監査方針・重点項目を共有するための連絡協議会や、共同での部門監査等を実施している。また、各決算後には会計監査人から監査役及び内部監査室長に対してフィードバックが行われ、監査役及び内部監査室長は重点項目設定の参考としている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
糟谷 祐一郎	公認会計士													
藤本 哲也	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
糟谷 祐一郎			公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 当社と糟谷祐一郎氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。
藤本 哲也			税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。 当社と藤本哲也氏との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利害相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会において率直・活発・建設的な議論や検討ができることを目的として、独立性基準を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社役員及び当社従業員に対し、2020年2月末時点のストックオプションの未行使残高となる株式数は合計61,300株であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(2020年2月期)

	報酬等の総額	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	対象となる役員の員数(名)
取締役(社外取締役を除く)	454百万円	355百万円	99百万円	4名
監査役(社外監査役を除く)	14百万円	14百万円	-	1名
社外取締役	14百万円	14百万円	-	2名
社外監査役	9百万円	9百万円	-	2名

(注)上記の「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した額であります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	報酬等の総額
阿部 義之	取締役	提出会社	107百万円	30百万円	137百万円
池平 謙太郎	取締役	提出会社	104百万円	29百万円	133百万円
中村 公亮	取締役	提出会社	101百万円	28百万円	129百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、2020年5月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額800百万円以内(うち社外取締役分40百万円。(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。有価証券報告書提出日現在は6名。))と決議されております。また、2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。))に対し、当社の中期経営計画に基づく中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上述の取締役の報酬額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として、年額300百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。有価証券報告書提出日現在は4名(社外取締役を除く。))と決議されております。取締役の報酬等は、原則として1年に3回以上開催される経営諮問委員会において取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針等を踏まえうえて、株主総会で承認された報酬限度額及び譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。

取締役の報酬の算定方法については、経営人材の確保、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績の向上及び企業価値を高めることを目的として、各取締役の役割や責任の大きさ等を勘案して算定しております。

これらにより、固定報酬である基本報酬(法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与、以下、「定期同額給与」という。))については、前事業年度の業績等により算出した金額に基づき、中長期的な業績目標や貢献等を勘案し、当事業年度に確定させ、譲渡制限を解除する条件を付して株式を割当てる譲渡制限付株式報酬から構成されることとなります。

社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬(定期同額給与)のみで構成されております。

監査役の報酬限度額については、2019年5月29日開催の第5回定時株主総会において、年額300百万円以内(定款で定める監査役の員数は5名以内とする。有価証券報告書提出日現在は3名。)と決議されており、当該報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

監査役及び社外監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬(定期同額給与)のみで構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制としましては、必要に応じて管理部が適宜必要なサポートを行っております。特に、兼任ではありませんが管理部スタッフが社外監査役のサポート役を務めており、監査役の指示の下に必要な情報収集や調査等を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役が議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を高め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、職務権限規程に定める客観的基準のもとに、取締役会は、会社法等の法令により取締役会決議事項とされるもののほか、経営計画、事業計画及び予算等の職務権限規程に定める経営上重要な事項について審議・決定しており、それ以外の業務執行権限については、同規程に基づき、経営陣へ委譲しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

(2)当社は、取締役6名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名、常勤監査役1名)が在任しております。常勤監査役の奥山芳貴氏は企業経営における豊富な知見を有しており、社外取締役の小路敏宗氏、佐藤真太郎氏、及び社外監査役の糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏はそれぞれ弁護士、公認会計士、税理士であります。以上の布陣により、当社経営陣に対し総合的な助言や牽制機能が働く体制となっております。取締役会は原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ活性化が図られており、経営の客観性と透明性の確保に努めております。監査役会についても原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

(3)会計監査人につきましては、太陽有限責任監査法人を選任しております。監査日程は、期末に偏ることなく期中においても適時監査が実施されております。また、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。

(4)社内コンプライアンス体制の整備として、セクハラ・パワハラに関する社内窓口や、コンプライアンス全般に関する内部通報制度を設けております。

(5)当社は、代表取締役社長を委員長とする経営諮問委員会を設置し、当社の経営の透明性の確保に資することを目的として、委員長の諮問に応じて、取締役及び執行役員等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者の指名方針並びに執行役員の選任方針等について、審議・答申しております。

なお、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社においては、2名の社外取締役と2名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘を頂き、代表取締役社長及び取締役の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えております。また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会集中日に該当致しません。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様のご便宜を図るため、パソコン、スマートフォンからのインターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を議決権電子行使プラットフォームに提供し、当社ホームページのIRサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令に基づく開示のほか、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期決算発表後、本決算発表後の年2回定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに決算情報(決算短信、四半期報告書、有価証券報告書)、決算説明会資料、適時開示資料、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、管理部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営姿勢を各ステークホルダーに宣言することを目的として、「コンプライアンス基本方針」及び「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」を当社ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保護の重要性を認識し、ペーパーレス化の推進や省エネルギー対策等を通じて、環境保護に向けた取り組みを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を策定し、適法かつ適時・適切な会社情報の開示を実践しております。
その他	当社は、多様な人材が柔軟な働き方を選択できる環境を整備し、従業員の健康保持・増進に努めております。特に労働環境の整備・管理は持続的な成長に不可欠であるため、適切な労働時間管理に関する指針を定め、代表取締役社長自らが当該指針を従業員に周知することなどにより、従業員が過重な勤務とならないよう管理しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「職務権限規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、その職務を執行し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等を遵守する体制の構築を推進するとともに、管理本部は必要に応じて取締役及び使用人に対して研修会を行う。
- ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「内部通報規程」に基づき、窓口として社外弁護士事務所を内部通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。法令、定款等違反の行為が発見された場合には、管理部が社外弁護士事務所と連携し、速やかに事実関係を調査し、取締役会に報告のうえ、社外弁護士その他の外部専門家とも協力しながら対応に努める。
- ・内部監査室が内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行に関し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等との適合状況を調査する。
- ・代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成され、過半数を社外取締役とする経営諮問委員会を設置し、取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者等の指名方針等について経営の透明性を確保する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、「文書管理規則」に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書若しくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。なお、上記情報の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」で各文書の種類ごとに定めるものとする。

損失の危険の管理に関する体制

- ・取締役会で定められた「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、コンプライアンス推進委員会を設置し継続的に管理することにより損失の最小化に努める。
- ・コンプライアンス推進委員会は四半期に1回の定例開催の他、必要に応じ臨時開催する。
- ・コンプライアンス推進委員会は必要に応じて各本部にリスクの洗い出しや、各本部におけるリスク管理に関する対応状況の報告を指示することなどによりリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・管理部をリスク管理担当部門とし、牽制機能として二次リスク管理を行い、コンプライアンス推進委員会が組織横断的・総合的なリスク管理を推進する体制とする。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告し、必要に応じて、適切な対応を行う。
- ・事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を臨時開催し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的かつ迅速な意思決定を行う。
- ・職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、当該定められたルールに従って取締役に職務を執行させるとともに、内部監査を通じて取締役の職務執行状況を把握し、その妥当性・有効性を検証する。
- ・取締役は、「予算管理規程」に基づき、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、取締役のほか本部長等で構成される営業会議及び取締役会におけるレビュー、改善策の実施等により、取締役の職務の効率性を確保する。
- ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。
- ・監査役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要は正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。
- ・補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施する。
- ・補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、監査役による監査役の職務補助に係る指示の実効性を確保する。

当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他の事項に関する報告を行う。
- ・取締役及び使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす可能性のある事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款等違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。
- ・監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。
- ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議において、取締役及び使用人の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について、これを把握し、適切な意見を述べることもできるよう、その機会を確保する。
- ・監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ・監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長との意見交換を随時行う。
- ・監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を随時行う。

・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

反社会的勢力排除に向けた体制

・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、組織的に対応することを基本方針としております。

また、当方針を明確にするため、2015年5月15日の取締役会にて反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力排除マニュアルを決議しております。その一部を抜粋すると以下の通りです。

(基本方針)

会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(来社時の対応)

反社会的勢力の関係者と思われる者が来社したときの対応は、「反社会的勢力排除マニュアル」に沿って行うものとする。

(届出)

反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときは、直ちに警察に届け出る。

2 従業員が反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出る。

(捜査協力)

会社は、警察による捜査に全面的に協力する。

(第三者の仲介)

会社は、いかなる場合においても、民暴トラブルの解決について、第三者に仲介、斡旋等を依頼しない。

2 会社は、第三者が、民暴トラブルの解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

(仮処分申請)

反社会的勢力の関係者が執拗に面会を強求するときは、裁判所に対し、面会禁止の仮処分命令を申請する。

2 反社会的勢力の関係者が執拗に電話をかけるときは、裁判所に対し、電話禁止の仮処分命令を申請する。

3 反社会的勢力の関係者が執拗に街宣車による街宣を行うときは、裁判所に対し、業務妨害禁止の仮処分命令を申請する。

(暴力団排除条項)

当社が使用する契約書や取引約款の中に、反社会的勢力が当社との取引の相手方となることを拒絶する旨、及び取引開始後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除することができる旨の規定である「暴力団排除条項」を盛り込むこととする。

2 締結済みの契約については、契約更改手続により、暴力団排除条項を盛り込むように努めなければならない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

今後、規模の拡大や状況に合わせて必要に応じて検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。

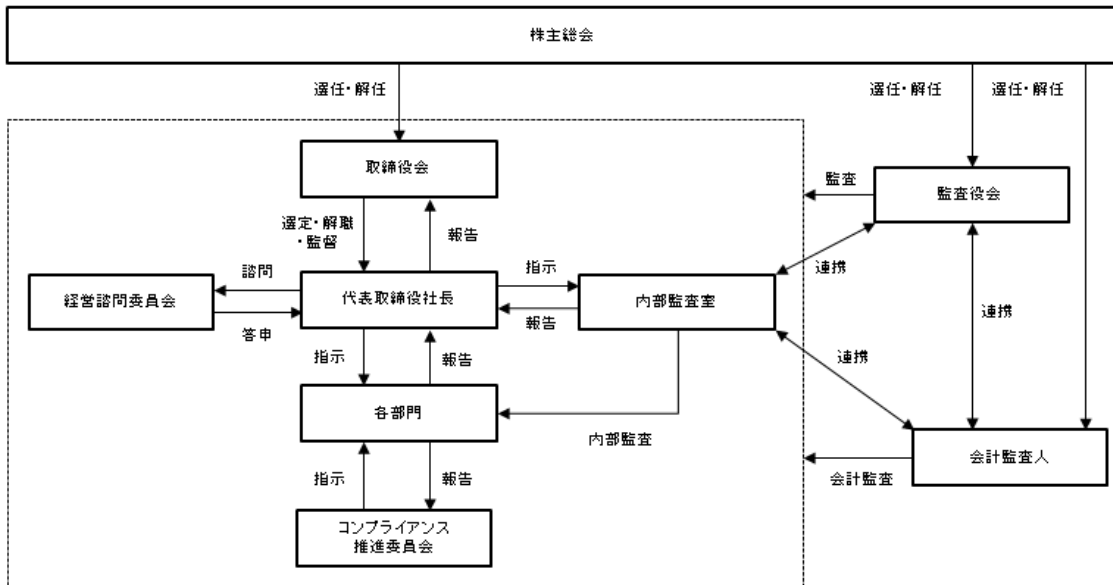
(2)適時開示体制について

当社は、管理本部長を適時開示の責任者としております。

当社は、金融商品取引法やその他関連法案を順守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

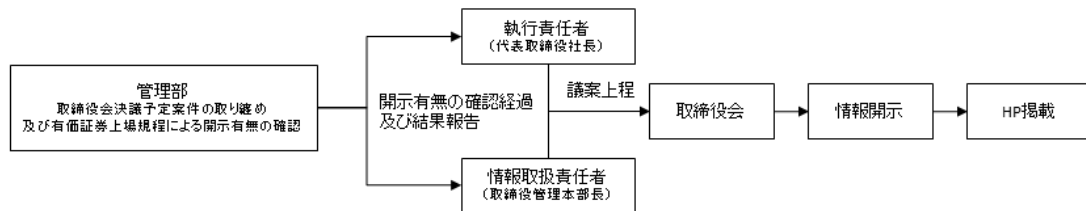
詳細は模式図(参考資料)をご参照ください。

【コーポレート・ガバナンスの体制図】



【適時開示体制の概要図】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

